

- 重量税等減免対象車の確認手順 -

電気、燃料電池車、天然ガス車か？

YES

減免措置対象車一覧表で確認して下さい

NO

車両総重量3.5トン以下で、類別区分番号が抜けている、または、抜けるような改造を行うか

YES

類別区分番号が抜けている場合はここをクリック

抜けるような改造を行う場合はここをクリック

※一覧表に掲載されていない車両以外の電気、燃料電池車でも対象となる場合がありますので、製作メーカーにお尋ね下さい。
 ※天然ガス車は、型式に「認定低減性能向上改造自動車」であることを示す「改」が入っているものは、対象となりますが、新規検査後に原動機、動力伝達装置、走行装置、燃料装置に、型式に「改」が入るような改造をしたものは、対象外です。

NO

初度登録(検査)年が平成15年10月以降か？

NO【H15年9月以前】

対象外

YES【H15年10月以降】

車検証で確認(次の3条件を満たしているか?)

条件1

自動車排出ガス規制識別記号が3桁である

例

型 式	原 動 機
DBA-△△△○○	×○3

条件2

原動機、動力伝達装置、走行装置、燃料装置に、型式に「改」が付記される改造がない

例

型 式	原 動 機
DBA-△△△○○改	

条件3

備考欄に燃費基準達成レベルの記載がある(クリーンディーゼル乗用車を除く)

例

備考
平成××年度燃費基準×%達成車

NO

対象外

YES(3条件を満たしている)

減免措置対象車一覧表で確認

当該車両の「通称名」、「車両型式」及び「類別区分番号」から、重量税・取得税の減免措置内容を確認

重要!!

車検証の備考欄に「燃費基準達成車」、「燃費基準5%向上達成車」、「燃費基準10%向上達成車」と記載された車両であっても、実質、燃費基準に対し15%向上達成又は25%向上達成である車両がありますので、「減免措置対象車一覧表」で必ず確認して下さい。

※「減免措置対象車一覧表」には再判定後の低燃費基準が記載されておりますので、車検証上の備考欄表記と冊子の表記(%)が一致しないケースがあります。